

## 台湾の体制移行と行政改革

—台湾における情報公開法制の近時状況を中心として—

李 仁森

### はじめに

台湾では1980年代後半以降、内外情勢の変動の中、新規政党結成が禁止された当時、1986年9月に野党「民主進歩党（民進党）」が結成され、また1987年7月に戒厳令が解除された。このような政治的環境の変化は、台湾の法治国家へと推進しようとする原動力を与えるのみではなく、90年代の政治改革運動や司法改革に方向づけることとなった<sup>(1)</sup>。とくに近年台湾で民主化と法治国家が国民から強く求められる動向のなかで、行政改革の一環として、行政法の法整備が激しく展開してきた<sup>(2)</sup>。とくに注目すべき立法として、1998年に行政執行法44か条、行政不服審査法〔訴願法〕101か条、行政訴訟法308か条が、翌1999年行政手続法〔行政程序法〕175か条、地方制度法88か条がそれぞれ公布、実施されることになった。

本稿は、上記台湾近年の政治的環境の変化を認識した上で、行政改革や行政法の法整備に対する関心を出発点としながらも、枚数の制限もあるので、近年台湾における行政改革や行政法の法整備を総論的に検討するものではない。とくに、民主主義や国民主権などの近代立憲主義の原理・原則にも深い関係を持つ情報公開に関心を払いつつ、近年台湾における行政情報公開法制に焦点をあてて、台湾における情報公開法制を考察しようとするものである。まず、行政手続法における情報公開に関する規定を概観し、次いで、未だ政令と自治体の自治規則の重要な規定を紹介した上、本稿の執筆中2005年2月現在なお立法手続が完成されていない政府情報法草案に若干の考察を加えようとする。なお、近年情報公開法制の周辺に関連する法整備として、個人情報保護にかかわるコンピューターによる個人情報を処理する保護法（1993年8月）、文書管理法〔档案法〕（1999年12月）、国家機密保護法（2003年2月）などの立法がそれぞれ公布、実施されたが、本稿の検討では必要、関連する論点でない限り、これらの立法に立ち入って検討するつもりではないことをお断りしたい。

### 1 行政手続法〔行政程序法〕

#### （1）立法過程

台湾における行政手続法の立法過程から見ると、審査するため、立法院に送付するまでに、

主要な草案が4つまとめられたことがある<sup>(3)</sup>。行政手続法の本格的な研究は、行政院研究發展考核委員会(かつての日本の総務庁に相当)が1974年に台湾大学林紀東教授を座長とする研究グループに委託した研究がその始動であり、1977年に当研究グループから報告書が提出された<sup>(4)</sup>とともに、同年同委員会によりまとめられた「行政手続法草案」が第1次草案である<sup>(5)</sup>。その後、行政院經濟建設委員会が1989年9月、翁岳生教授を座長とする台湾大学法律研究科研究グループに委託した研究を経て、1990年12月にまとめられて研究成果の中に載せたものとして、提出されたのは第2次草案である<sup>(6)</sup>。一方、1989年に法務省[法務部]も行政院より行政手続法の草案研究の指示を受け<sup>(7)</sup>、その結果として法務省[法務部]が1994年に起草したものは、第3次草案である。この第3次草案は、作成過程において行政法学者も関与し、第2次草案とほぼ同じような内容を有するものであるが、1995年に行政院にまとめられた第4次草案は、行政処分と行政契約しか残されていないものとなっている。しかし、立法院での審議段階で、かつて政府案にはならなかった第2次草案と第3次草案が、それぞれ立法委員の提案になっており、それに立法委員の新たなもう一つの提案に加えて、4つの草案が立法院で発案された。立法院で審査した結果、1999年1月15日に、ほぼあらゆる行政行為の手続・実態規範を有する内容の法律案が可決され、さらに同年2月3日に公布され、2001年1月1日より実施された<sup>(8)</sup>。

本法は、8か章175か条からなっているが、その第1章第7節が情報公開という題名を持ち、この中でとくにその44条から46条の3か条<sup>(9)</sup>が、現在台湾における情報公開法制の最も重要な立法であるといつてよかろう。

## (2) 情報公開の原則

まず、44条は、情報公開の原則、情報の種類、及び関係法整備を義務づける内容とするものである。本条は「行政機関が所持、保管する情報の公開を原則とし、制限を例外とする。その公開及び制限は、本法が規定するものを除き、他の法律で定める。」(1項)と立法目的を宣言し、さらに公開する情報の種類について、「前項が称する情報は、行政機関が所持、または保管する文書、図画、記録、写真、録画・録音、マイクロ・フィルム、電磁的記録など、人間の知覚で聴聞、閲覧、閲読が可能であり、または科学的技術で認識しうる文書またはものである。」(2項)と定義した。なお、本条は「行政機関の情報公開、及びその制限に関する立法は、本法が公布してから、2年以内に立法を完成しなければならない。その立法が完成する以前、行政院は、関連する行政機関に照会し、実施する方法を定めなければならない。」(3項)と関連立法の整備を義務づけている。

## (3) 行政機関による情報提供

次に、45条は行政機関の保有する情報を公表することを義務づけるとともに、その例外を規定する。すなわち、行政機関は、国家秘密に関するものを除き、その所持、または保管する下記の情報を自主的に提供しなければならない。①法規命令。②行政指導に関する文書。③許(認)可の条件に関する規定。④施策計画、業務統計、及び研究報告。⑤予算、決算に

関する文書。⑥公共事業及び購入契約、対外関係文書。⑦補助金の受領、または支出。⑧合議制の機関に関する会議記録（1項）。なお、前記の情報を自主的に提供する際、公の広報またはその他の適切な方法で、適時に公布しなければならない（2項）。

#### （4） 請求の主体と開示の範囲

46条は、情報開示請求の主体と開示する範囲について、以下のように規定している。

第一に、開示請求の主体について、当事者または利害関係者が行政機関に、関連する資料またはファイルの閲覧、謄写、複写、または撮影の申請をしよう。但し、[自己の]法律上の利益を主張し、または維持するものを必要とするものに限る（1項）。

第二に、開示する範囲や、対象文章について、行政機関は、前項の申請があった時に、下記の各号のいずれかに当たるものを除き、申請者に開示しなければならないと規定している。すなわち、①行政決裁・供覧の手続が終了していない文書、またはその他の作成中の文書。②国防、軍事、外交及び公務に関する一般の秘密情報であって、法により秘密を保持する必要があるものである。③個人のプライバシー、職業の秘密、営業の秘密であって、法により秘密を保持する必要があるものである。④第三者の権利を侵害する虞のあるものである。⑤社会的治安、公共の安全、その他の公共の利益に関する行政業務の遂行に著しく支障をもたらす虞のあるものである（2項）。なお、前項2号、3号に秘密を保持する必要がない部分についての閲覧が許されるべきである（3項）。

第三には、個人情報の訂正について、第1項にかかる資料または、公文書の中に個人情報に記載の誤りのあるものについて、当事者は、事実に関する証明を添付し、関連する行政機関の訂正を請求しよう（4項）。

#### （5） 検討

先に見たように台湾の行政手続法には、情報公開の内容を有するが、そもそも当該情報公開の規定は、単に行政手続に利害関係を有する者しか適用しえないか、それとも一般の国民も開示請求権を有するかについて、大きな問題になっている<sup>(10)</sup>。この点に関しては、学説上の見解も分かれていると見られた。

①文書閲覧権説 まず、手続法46条に定めた「当事者または利害関係者」に着目し、開示請求をしようものは、行政事件の当事者と利害関係者に限定されると理解し、行政手続法上の情報公開にかかる諸規定が、情報公開の理念によるものというより、事件関係者の文書閲覧権にすぎないと評する説が見られた<sup>(11)</sup>。なお、行政手続法が成立する以前、前記の第4次草案が立法院での審議段階で、草案38条から42条の中に定めた情報公開の規定は、国民一般に開かれる制度である。一方、草案40条は行政手続の関係者に対し、文書閲覧権を保障するしかないと解され<sup>(12)</sup>、行政手続法上の情報公開が文書閲覧権だけを保障すると推測される。

一方、実務上、行政手続法が実施してから、法務部（日本の法務省に相当）も2001年9月6日の解釈令で、「行政手続法46条は行政機関が行政行為の進行手続中、当事者または利

害関係者が公文書の閲覧を申請する手続的規定を規範するものである。…他方、行政情報公開令は、行政機関による情報公開の一般的原則、公開の制限的原則、または自発的に提供する行政情報にかかわるものなどであり、両者には範囲、内容が異なっている<sup>(13)</sup>。」との解釈を発布した。

②情報公開請求権説 以上の説に対して、行政手続法上の情報公開に関する規定を広く解釈し、一般的公開請求権と解する説も見られる。その立論の根拠として、まず、行政手続法上の情報公開請求権に関する規定が、一般に「公文書閲覧権」と略称されたが、実際本法が規定する範囲は個別の行政手続の公文書に限っておらず、関連資料も含まれるとしつつ、また、その公開方法も、当事者や利害関係者に閲覧させるのみとは限らず、公文書の謄写、複写または撮影で関連資料または公文書の内容を取得することも可能になるので、「公文書閲覧権」と称するのは、適切ではないと説いた。さらに、法には、請求権者を当事者また利害関係者に限定するが、法22条により利害関係者は行政手続に参加していないものであると解する。一方、法には自己の法律上の利益を主張または維持するものを必要とする者に限って申請できるとの規定を有するものの、これは申請資格の判断要件ではなく、当事者または利害関係者は行政手続において、当然その法律上の権利を主張または維持する必要を有するので、当該限定規定は、公開情報または公文書の範囲を限定するものであると主張した<sup>(14)</sup>。

以上のように、多数説と実務上の理解によると、行政手続法上の情報公開に関する規定は、単に行政手続の利害関係者のための公文書閲覧権であるとされたようである。

## 2 行政命令レベルの規定

先に見たように、台湾の行政手続法44条3項には、行政機関の情報公開及びその適用範囲について、本法の公布後の2年以内に立法を完成しなければならないとの明文が見られた。しかし、行政手続法が1999年2月3日に公布されてから、2001年2月2日より、義務づけられた情報公開法の法整備の立法期限がすでに切れているにもかかわらず、本稿の執筆中2005年2月現在、立法院は未だ当該法案を通過していない。つまり、行政手続法上、義務づけられた立法の期限が切れていても、当の立法は現在まだ完成していない状態にある。この動向の中で、注目すべきことは、行政院は、立法の代わりに2001年2月21日に政令として行政情報公開令〔行政資訊公開辦法〕（以下、公開令）を公布し、即日実施された<sup>(15)</sup>。他方、自治体では、宜蘭県政府が行政院の政令に先立って2000年11月2日に、宜蘭県政府行政情報公開規則〔宜蘭県政府行政資訊公開辦法〕（以下、規則と略する）を公布し、同年12月1日に実施された<sup>(16)</sup>ことも注目に値する。

最も行政院による公布した情報公開令は、暫定的な政令の性格を持っており、今後は本格的な情報公開法の立法が必要であることはいうまでもない<sup>(17)</sup>。

### (1) 宜蘭県政府情報公開規則

台湾では、自治体レベルで、情報公開に関する法整備は殆ど見られなかったが、この宜蘭県の自治規則<sup>(18)</sup>（以下、本規則）は、県議会により制定された条例ではないが、以下のよ

うな内容を有するため、台湾の情報公開法制で注目に値すると考えられる。ここで本規則を簡単に触れることにする。

(1) 制定の目的 まず、規則1条は、県民の知る権利を保障し、公平に県の情報を利用すること、県民による県政に対する監督を促進するため、本規則を制定する旨規定している。

(2) 対象情報・対象機関 次に対象情報について、規則2条は文書、図画、写真、または電磁的記録など、人間の知覚または科学的技術によって認識しうるすべての記録に存する県政府が職権の範囲内で作成、または取得した情報であると定義した上で、規則3条は本規則の対象機関を、県政府の各部局、及びその付属機関であるとしている。

(3) 情報提供・公開の制限 規則4条は、県政府が本規則により情報提供を義務づけるとともに、県民の請求により情報を公開しなければならないとの規定には、特色を有する。この義務づけられ提供すべき情報について、規則5条には、県が保有または保管する情報について、規則6条の制限規定を除き、前記行政手続法45条1項が定めたものとほぼ同じようなものとされている。すなわち、①法規命令、②行政指導に関する文書、③許認可の条件に関する規定、④県の施策計画、業務統計、及び研究報告、⑤県の予算、決算に関する文書、⑥県の公共事業及び購入契約に関する文書、⑦県が受けた寄付、及び団体に対する補助の状況、⑧その他の法令により、公布・公告及び公開すべき事項の8項目である。

次に規則6条は、情報の提供または公開の制限規定である。つまり、県の情報が下記の場合のいずれかに当たる場合、その公開または提供が制限されることとなる。①国家の安全、経済全体、その他の重大な利益を害するもの。②犯罪の調査、訴追、執行または刑事被告に公正の裁判を受けることを妨げるもの、もしくは他人の生命、身体、自由、財産に危害をもたらすもの。③決裁が終了する前に、県の部局内部が作成した下書き、または準備作業、もしくは他の機関との間の意見交換。④県が、監督、管理、検(調)査、取締り等の業務を実施するため、取得または製作した関連資料であって、それを公開または提供することによって、実施の目的に困難または支障をもたらすもの。⑤営業または職業の秘密、個人のプライバシー、または著作権を侵害するものである。但し、その他の法令により、公益に必要なもの、または当事者に同意を得たものは、この限りではない。⑥法により、秘密に指定されもの、またはその他の法令により、秘密を厳守すべき事項もしくは公開が制限されまたは禁止されたもの。

一方、本条2項は、上記にかかる制限された情報について、県はその他の情報を部分的に提供、または公開するものと定めている。

#### (4) 情報提供の方法

規則7条には、情報提供の手段について、以下のような方法を挙げた。①県の出版物に掲載する。②インターネット、その他の方法で、民衆による資料調査に供する。③一般公開により閲覧、抄録、複写、録音、録画または撮影が提供される。④記者会見、説明会の開催。⑤その他の公衆に知らせるに足る方法。

#### (5) 開示請求権者

規則8条には、県には戸籍を有するもの、または県に合法に登録した法人、団体は、県に

情報の提供を請求しうるとの規定が見られた一方、県民が関連資料または公文書の閲覧、抄録、複写、または撮影を県に請求しうる。但し、その法律上の利益を主張または維持することを必要とするものに限るとされている。

#### (6) 開示請求の手續

規則 10 条から 16 条まで、開示請求の手續きを定めたが、その重要なものについて、まず、県が開示請求の申請受理後、7 日の作業時間以内に請求の可否に決着をつけなければならない。なお、必要な際申請者に理由を知らせた上で、7 日を超えない限度で作業時間を延長することができる。一方、開示請求には要式または要件の不備があった時、申請者に 7 日以内にその補正を求めなければならない。補正されていものには、県は申請の却下をすることができる (11 条)。次に県が開示請求に同意することを決定した時、口頭または書類を以て、申請者に情報開示の方法、時間及び場所を知らせなければならない (12 条)。さらに、申請者が請求する情報が、県の職権範囲内で作成または取得するものではなく、開示しえない場合、申請者にその理由を説明しなければならない。また、当該情報を作成または取得したその他の政府機関を有することを確認しうる場合、当該機関とその連絡の方法を告知しなければならない (15 条)。

#### (7) 救済方法

申請者は、県の開示請求に行った却下処分に不服した場合、県の情報公開審査委員会に異議申立をすることとができる (17 条)。

以上のように、本規則は、県の公文書開示請求について、法律上の利益を有するものに限っているが、県民の知る権利を明記すること、情報公開請求の対象と除外対象を定めることに、救済措置として、情報公開審査委員会の設置を義務づけることなどの点に着目すると、注目に値すると考えられる。

## (2) 行政情報公開令 [行政情報公開辦法]

行政情報公開令 (以下、公開令) は、先に触れた行政手続法を根拠にして、発布された政令であり、19 か条からなるものである。以下、これを見ることにする。

まず、上記宜蘭県の情報公開規則に比べると、公開令は、その目的を明記しておらず、ただ行政手続法 44 条 3 項の規定により定めれることに触れることになる。

(1) 対象機関 ここでいう行政機関は、国、自治体、またはその行政主体を代表して、意思表示し、公務に従事する独立して法的地位を有する組織をいう。一方、受託され公権力を行使する個人または団体もその受託された範囲内において行政機関と見なされるとした (2 条)。さらに、ここでいう行政情報は、公開令が定義した行政機関がその職権範囲内で作成、または取得する文書、図画、写真、電磁記録など人間の知覚で認識できるすべての記録に含まれる情報をいう。なお、国家秘密を除き、行政機関は下記の情報を自ら提供すると義務づけられた (4 条)。それは、①法規命令、②行政指導に関する文書、③許認可の条件に関する規定、④施策計画、業務統計、及び研究報告、⑤予算、決算に関する文書、⑥公共事業及び購入契約に関する文書、対外文書、⑦受けた、または支出した補助金、⑧合議制の機関の

会議記録との8項目の情報である。

前記宜蘭県情報公開規則と比べると、公開令も行政側による情報提供を明記していることは、宜蘭県の規則とほぼ一致していると言ってよからう。

(2) 公開の制限 公開令4条には、国家秘密を除き、自発的に提供すべき行政情報が明記された(1項)。但し、その内容は、前記行政手続法44条1項に列挙されたものとほぼ同じものとされている。

なお、5条には、4条1項が定めた自発的に提供すべき情報を除き、下記のいずれかに当たる場合、行政情報の公開または提供が制限されるべきとされている。つまり、①公開または提供により、国家の安全、経済全体その他重大な利益に危害をもたらすもの。②公開または提供により、犯罪の調査、訴追、執行また刑事被告に公正の裁判を受けることを妨げるもの、もしくは他人の生命、身体、自由、財産に危害をもたらすもの。③行政機関による決裁が終了する前に、部局内部が作成した下書き、または準備作業、もしくは他の機関との間の意見交換。但し、決裁の作成にかかる基礎的事実は、この限りではない。④行政機関が監督、管理、検(調)査、取締り等の業務を実施するため、取得または製作した関連資料であって、それを公開または提供することによって、実施の目的に困難または支障をもたらすもの。⑤公開または提供により、営業または職業の秘密、個人のプライバシー、または著作人の公表権を侵害するものである。但し、その他の法令により、公益に必要なもの、または当事者に同意を得たものは、この限りではない。⑥法により、秘密に指定されたもの、またはその他の法令により、秘密にすべき事項もしくは公開が制限、または禁止されたもの。ただ、その他の部分を公開、または提供すべきである。

さらに、公開令6条には、行政情報は、本公開令により自発的に提供され、または人民の請求により公開されるべきと規定されている。

### (3) 公開の方法

公開令8条には、自発的に提供される情報の手段について、以下のような方法を挙げた。①政府機関の広報または出版物に掲載する。②インターネットその他の方法で、民衆の資料調査に供する。③一般公開により閲覧、抄録、複写、録音、録画または撮影に供する。④記者会見、説明会の開催。⑤その他の公衆に知らせる方法。前に述べた宜蘭県情報公開規則のそれとほぼ一致している。

### (4) 開示請求権者

公開令9条1項は、行政機関に情報を開示請求しうるものを、中華民国国民、および中華民国で事務所、営業所を設置する本国の法人、団体に限定しているが、外国人であっても、その所属国の法令が中華民国国民がその国の行政情報への請求を制限していないものに限って、本公開令により、請求しうるとしている。但し、ここでいう中華民国国民とは、中国大陸、香港、及びマカオの住民を含まないとされている。

### (5) 開示請求の手續

公開令10条から17条まで開示請求のプロセスを規定している。まず10条には、申請書には下記の通りの内容を記入すべきとされている。つまり、①申請者の氏名、性別、生年月日、

国民身分証番号、住所または連絡先及び電話番号。申請者は、法人または団体の場合、その名称、許可番号、事務所または営業所。また、外国人の場合は、さらにその個人の国籍及び旅券番号、②申請者は、法定代理人または代表者を有する場合、その氏名、性別、生年月日、及び連絡先、③請求情報の内容要旨・部数、④情報の使途、⑤申請日といった内容が必要であるとされている。なお、請求は、普通の書類で請求するが、電子認証を受けた後、電子メールでも請求しうるとされている。

次に開示請求には要式または要件の不備があった場合、行政機関は、申請者に7日以内にその補正を知らせることが義務づけられている。補正されていないものには、申請を却下しうる(11条)。また、行政機関が開示請求の申請受理後の15日以内に請求の可否に決着をつけなければならない(12条)。なお、必要な際、申請者に理由を知らせた上で、15日を超えない限度で作業時間を延長しうる。さらに行政機関は、開示請求の受理後、請求された当該情報が特定の個人、法人または団体の利益に関するものであった場合、予め当該特定の個人、法人または団体に10日以内に[開示の要否にかかる一引用者註]意見表明を求めるよう、知らせなければならない。但し、当該特定の法人または個人がすでに情報の公開または提供に同意した場合、その必要がないものとする(12条1項)。また、前項に定めた個人、法人または団体が10日以内に意見を表明しない場合、行政機関は直ちに[開示するか否かの一引用者註]決裁をしうる(12条2項)。

一方、受理された請求が、当該受理する機関が職権の範囲内で作成または取得するものではない場合、受理機関はその原因を説明すべきほか、当該情報を作成または取得したその他の政府機関を有することを確認しうる場合、公文書で受理させるよう当該機関に知らせなければならないほか、申請者に知らせるべきであるとされている。

#### (6) 情報の訂正

公開令15条から17条までの条文は、行政情報の訂正に関する手続的規定である。そのうち、15条には、行政情報の内容には、個人、法人または団体の情報に関するものが錯誤、不十分があった場合、当該個人、法人または団体は、行政機関に更正または補充を請求しうるとされている。

#### (7) 情報請求の費用

18条には、行政機関が本政令により情報を公開または提供する際、請求者に費用を徴収することができ、その金額は各機関により定められる。

### 3 政府情報公開法草案

行政手続法が公布した後、行政院は1999年5月11日に「政府情報公開法草案」<sup>(19)</sup>をまとめて、立法院に審査を求めるよう発案した。その後、草案が立法院で長い間通過しなかったため、行政院また草案を修正した上で、2002年9月13日に再度立法に「政府情報法草案」<sup>(20)</sup>(以下、草案と略)計24か条の草案条文を発案した。以下、この草案の重要な内容に即し若干検討することにしたい。



## (1) 内容

### (1) 立法目的とその適用

まず草案1条は、政府情報公開制度の設立、人民が政府情報を共有公平に利用し、人民の知る権利を保障するため、さらに人民の公共的事務に対する理解、信頼、及び監督を増進し、並びに民主的参加を促進するよう、本法を制定すると立法目的を明記した。一方、草案2条には、政府情報の公開は、本法の規定によるとされている。但し、その他の法律には規定があるものには、その規定によるとされている。この規定によると、本法は、普通法の性格を持っている。

### (2) 対象機関

草案4条には、本法が言う政府機関は、中央、地方各機関、及びそれにより設立された実験、研究、文教、医療、および特殊な基金などの機構である(1項)。また、政府機関に委託され公権力を行使する個人、法人、または団体は、本法の適用範囲内で、その受託した事務が政府機関に見なされる(2項)との規定が見られた。

### (3) 対象情報

草案3条は、政府情報について、政府機関がその職権の範囲内で作成しまたは取得した文書、図画、写真、電磁的記録、マイクロフィルムなど人間の知覚で認識し理解できるすべての情報を含むとした。

### (4) 政府による情報の提供

草案5条には、政府情報は本法により自発的に提供し、または人民の請求により提供する。草案によると、政府情報の公開は、政府による自発的に提供すものと、人民の請求により開示する2通りからなっている。その中で、草案6条から9条まで、政府による自発的に情報提供の規定が見られた。草案6条は、人民の権利・利益にかかる施策、措置その他関連する政府情報が自発的に公開することを原則とし、適時になされるべきであると定めている。

さらに、7条には、19条の不公開規定により公開が制限される情報を除き、下記の情報が自発的に公開されると義務づけられている。すなわち、①条約、対外関係文書、法律、緊急命令、中央法規標準法により定められた命令、法規命令、行政手続法159条2項2号に定めた行政規則及び地方自治法規。②政府機関の組織、職権、住所、電話、ファックス、インターネット・アドレス。③行政指導に関する文書。④施策計画、業務統計、及び研究報告。⑤予算・決算に関する文書。⑥請願の処理結果、訴願の決定。⑦公共事業及び購入契約に関する文書。⑧支出または受けた補助金。⑨合議制の機関の会議記録。⑩第9条により作成された目録<sup>(21)</sup>。

一方、草案8条によると、自発的に提供する情報は、他の法律の規定を除き、技術的に可能な限り、下記のような方法で公開すべきとされた。つまり①政府機関の広報その他の出版物。②電信ネットワーク、その他の国民が検索しうること。③公開により閲覧、抄録、複写、録音、録画、撮影を可能にすること。④記者会見、説明会を行うこと。⑤その他国民に知らせる方法。

### (5) 情報の開示請求

草案には、政府機関が自発的に情報提供との規定が見られる一方、10条から18条には、情報開示請求の章が設けられた。

まず請求権者について、「中華民国」の国籍を有する者の他、台湾国内の法人、団体も請求しうる。なお、外国人であっても、その国の法令が「中華民国」国民が、その本国に政府情報の請求を制限しないものに限って、情報開示を申請しうるとされている。

次に請求の手続きについて、11条から12条までは、情報開示請求者の記入すべき書式と補正との規定が見られた。その他の重要な規定について、13条は請求があった場合、情報開示の決着までの作業時間を定めるものであり、つまり政府機関は、開示請求の申請を受理した日より、15日以内、請求可否の決着をしなければならない。なお、必要な場合、10日を超えない限度で延長しうるとされた。

第三に情報の訂正に関する規定は、15条に、政府機関に個人、法人または団体の資料には錯誤または不十分の箇所があったものについて、当該個人、法人または団体がその訂正、更正または補充を申請しうるとされた。さらに、16条は、政府機関がその訂正、更正または補充を申請した日より、30日以内、可否の決着をしなければならないと定めた。

#### (6) 情報公の制限

草案19条1項は、下記のいずれに属する情報の場合、提供または公開を制限するか、開示すべきではないとの定めが見られる。すなわち、①法により国家秘密と指定され、またはその他の法律、法規命令に秘密事項、または制限もしくは禁止事項に規定されるもの。②公開、または提供により、犯罪の捜査、訴追、執行または刑事被告が公正の裁判を受けることに妨げることや、他人の生命、身体、自由、財産に危害をもたらすもの。③政府機関が意思決定をする前に、部局内部が作成した下書き、または準備作業。但し、公益に必要なものについて公開または提供をしうる。④政府機関が監督、管理、検(調)査、取締り等の業務を実施するために、取得または製作した関連資料であって、それを公開、または提供することによって、実施の目的に困難または支障をもたらすもの。⑤専門知識、技術、または資格のために行われる試験、検定や鑑定などに関する資料であって、その公開または提供により、その公正または効率的な執行に支障をもたらすもの。⑥契約・交渉または争訟に関する事務であって、その公開、または提供により、政府機関の財産上の利益または当事者の地位に不当に妨害を与えるもの。⑦公開または提供により、営業または職業の秘密、個人のプライバシー、または著作人の公表権を侵害するものである。但し、公益に必要なもの、または当事者に同意を得たものは、この限りではない。⑧個人・法人または団体の営業上の秘密または経営に関する情報であって、その公開または提供により、当該個人、法人または団体の権利、競業、またはその他正当の利益に侵害をもたらすもの。但し、公益のため、または人民の生命、身体、健康に必要なもの、または当事者の同意を経るものについて、この限りではない。⑨文化財を保存するため、公開または提供が不適切であるもの。⑩公営機構の経営に関する資料であって、その公開または提供により、その経営上の正当な利益に影響を与えるもの。

以上が草案に定めた情報公開または提供の制限規定であるが、19条2項は、さらに政府

情報が前項に定めた公開の制限または提供しない事項が含まれるものについて、その他の部分について公開、または提供するとした。

上記の公開令と比すると、草案の公開制限規定が、より慎重に列挙するとも言われた<sup>(22)</sup>。

#### (7) 救済方法

草案 20 条には、申請者は政府機関が開示請求、更正または補充に対し行った決定に不服する者は、法により行政救済を提起することができるとの規定が見られた。台湾では行政救済は一般に訴願<sup>(23)</sup>と行政訴訟の 2 通りの方法からなっており、また訴願の手続を経ておらずに、原則として行政訴訟を提起しえない。台湾では公正の裁判を受ける権利と訴願は、憲法上の権利<sup>(24)</sup>であり、訴願に関しても訴願法に詳細な手続規定が定められた。

草案 22 条は、訴願を受理する機関、または行政法院が情報公開に関する争訴を審理する際に、その情報の全部または一部について秘密審理、すなわちインカメラ審理を行いうると規定した。

#### (8) 手数料

草案 23 条には、政府機関が情報を提供または公開する際、申請の用途により、その申請者に費用を徴収しうる。学問上の研究や公益のためにその費用を免除しうるとの規定が見られた。また、前記の費用が政府情報の検索、審査、複製にかかるコストを含むと、その徴収の基準は、各機関により定められるとされている。

## (2) 問題点・特色

### (1) 行政手続法との関係

草案の第一の問題点は、仮に将来、立法が完成した後、政府情報公開法と行政手続法における情報公開の規定をどのように適用させるかが問題になっている。そもそも、現行台湾の行政手続法 44 条 3 項には、行政機関の情報公開、及びその制限の法律に関し、本法が公付された後の 2 年以内に立法を完成されなければならないとの規定が見られた。但し先に見たように、この立法は未だ完成されておらず、また、仮に完成すれば、行政手続法の情報公開規定がなお適用されるか否かが問題になっている。

この点に関して、すでに 1996 年に出版された葉俊榮教授が主導した研究の中で、行政手続法の主要な目的が行政行為の作成過程を透明化させることにあり、そのため、当時の行政手続法草案に定めた情報公開の適用対象は、行政手続の当事者または利害関係者に限っており、すなわち、行政側が行政行為の作成に当たり、当事者や利害関係者に関係情報の閲覧、謄写、複写と義務づけられることにとどまり、政府情報公開制度の適用対象が広く一般国民に及んでいることと立法の精神がかなり異なっている旨指摘した<sup>(25)</sup>。

先に見たように、台湾の行政手続法上の情報公開にかかわる規定は、政府側の解釈でも、多数の学説も、それが単に行政手続に利害関係を有する人のための公文書閲覧権に関するものであると理解された。従って、仮に将来、この情報公開法の草案が採択され、政府情報の概念が広く解釈されるとともに、情報の開示請求権者が幅広く取り入れられると、行政手続法上の情報公開に関する規定が情報公開法に定める内容の射程範囲内になってしまうことに

なり、行政手続法上の情報公開に関する規定が適用する余地がなくなるであろう<sup>(26)</sup>。この点に関して、草案2条2項には、本法が公布し実施された日より、行政手続法44条、45条の適用が停止されるものとする文言が見られるのみではなく、また草案の説明も、本法が公布、実施された後、政府情報公開の制度が本法に代替されるので、その適用を停止すべきと言及した<sup>(27)</sup>。但し、行政手続法44条、45条が情報公開の一般原則及び行政機関が自発的に情報を提供するとの規定であり、情報公開の請求権者が行政手続の利害関係者に限るか、それとも一般国民の誰でも請求しうるか、依然として不明である。いずれにせよ、将来的には、この情報公開法の適用主体と政府情報の射程範囲の如何に関し、その発展についてなお見守り続ける必要があると考えられる。

## (2) 目的規定としての知る権利

注目すべき2点目は、草案1条には、立法の目的が国民の「知る権利」ということである。この点について、台湾の実務上であれ、学説上であれ、未だ十分な議論が見られないにもかかわらず、法文でそれは権利として明文化するのは、性急すぎるのではないかと批判した説が見られた<sup>(28)</sup>。但し、学説の中で、情報公開を国民の知る権利に基礎付けつつ、情報請求権の主体が特定の利害関係者に限らず、国民全体に属するとした説<sup>(29)</sup>、いかなる人でも政府機関に情報を請求しうる説<sup>(30)</sup>、また憲法上の権利として、知る権利、情報の自由、情報自決件などの見地から、国民が政府に対し情報公開請求権を有するとした説なども有力に語られている<sup>(31)</sup>。

一方、日本では1999年に可決、2001年に実施された情報公開法は、「知る権利」を明記せず、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めることなどにより、…政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるよう…」を立法の目的とした。つまり、日本の情報公開法が「知る権利」ではなく、政府の「説明責任」を立法目的とした。一方、日本の学説上も知る権利の明記に消極的な姿勢をとる学説が見られた<sup>(32)</sup>。また、日本の情報公開法は、知る権利を明記していなかったが「国民主権の理念にのっとり」と明記することによって、情報公開法の基本原理は実質的に国民の「知る権利」にあると一般的に理解された<sup>(33)</sup>が、近時の学説では、情報公開法が国民が予め当然に持っている知る権利を確認したものだと解すべきであり、情報公開法により突然創出された権利ではなく、もともと国民が持っていた権利を法律で明確にしたものであり、「説明責任」は行政機関の立場からの視点であり、これに対し知る権利は国民の立場からの視点であるので、やはり「説明責任」より「知る権利」の方がふさわしいとした説が有力である<sup>(34)</sup>。

ともかく、草案は現時点では未だ立法の手続が完成しておらず、台湾の学説上も必ずしも「知る権利」の内容について明確なコンセンサスを持っているわけではないが、日本の学説が指摘したように、知る権利に言及しても、それはあくまで情報公開法の目的としてであり、この知る権利は主として情報公開法の解釈の指針として機能することが期待されているにとどまる。知る権利という概念が、そのような機能を果たすことさえできないほど不明確だと思われぬのと同様に<sup>(35)</sup>、将来台湾の情報公開法は、「知る権利」を明記しても、法解釈上の混乱を招くことにならないであろう。

### (3) 対象機関

日本の情報公開法の対象機関について、2条1項の各号に国家行政組織と詳しく規定されている<sup>(36)</sup>。また、国家や裁判所も実質的な行政活動を行う際には、対象機関にはならない。この他、地方公共団体や公共営造物、公法社団なども対象外とされており、なお、特殊法人などについては2001年に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（独立行政法人等情報公開法）が制定された。同法は2002年10月1日から実施された<sup>(37)</sup>。

これに対し、草案4条には、対象機関を広く中央、地方各機関などを含めると規定している。このような規定について、すでに行政院が草案を提出した当時、政府機関の出資により成立された機構または法人が対象機関であるか否かとの問題が提起された<sup>(38)</sup>。また草案が中央、地方各機関を一括して適用対象としたが、このような規定によると、すべての行政、立法、司法機関、および地方自治体並びにそれに属するものがすべて対象機関になるが、属性の異なる機関によって公開される情報はその性質も相違することになるため、このような規定が妥当であるかとの批判も見られた<sup>(39)</sup>。いずれにせよ、草案の対象機関に関する規定は簡略に失して、将来運用上の紛争になりやすい点を考えると、これをさらに緻密に修正する余地があるであろう。

### (4) 自発的に情報提供の法定

比較法上、アメリカの情報公開法は、「(a) 各行政機関は、次に定めるところに従い、公衆が情報を利用しうるようにしなければならない」として、①連邦公示録への公表義務、②閲覧室の規定、及び③何人も行政機関の記録について公開請求しうることを保障しているといった3つの要求を掲げた<sup>(40)</sup>。これらの要求は開示請求に対する規定だけではなく、行政機関はこれらの情報について自発的に公表や公開を義務づけられることになり、情報公開という意味でも重要な役割を果たしているとされ、また、日本の情報公開法にはアメリカのそれに類似する規定がないため、日本の情報公開制度の課題になるとの問題が提起された<sup>(41)</sup>。

これに対し、草案7条から9条は、政府機関に自発的に情報提供を義務づける規定が見られた。とくに、8条には情報提供の方法、9条には提供される情報にかかわる目録の作成が明記され、国民が政府機関の情報を有効に利用することを促進する点から見ると、自発的に情報提供との規定が評価しうるであろう。

### (5) 情報公開の制限

日本の情報公開法と比べてみると、日本の情報公開法が国家機密保護法の制定を前提とせず、そのため日本では、軍事、防衛に関する機密保護法が存在していない。これに対し、先に見たように草案19条1項には、具体的に非公開または不開示情報が列挙された。その第1号には国家機密に指定された情報が公開できないとの規定が見られた。これと関連して、台湾で2003年1月14日に国家機密保護法（以下、機密保護法）が立法院で通過し<sup>(42)</sup>、2003年2月6日に公布、実施された。

機密保護法の中で、注目すべきことは、まず、第2条には国家秘密について、「国家機密は、国家安全または利益を確保するため、秘密保護を要し、政府機関が所持、または保管する情報について、本法により機密に指定されたものを指す」と定義した。また、国家機密指定件

者について、第7条の規定により、機密の指定は、原則として政治的に任命された首長により行われる。このように、国家機密の認定は、「国家安全」「国家利益」などの抽象的な要素が充ちており、解釈上の困難を招きやすくなると指摘された<sup>(43)</sup>。なお、国家機密の区分は、機密が漏洩した後、国家安全または利益が発生する「損害」を判断の基準として、損害が「非常に重大」になるものを「絶対機密」に、「重大」になるものを「極機密」に、一般に発生するものを「機密」とそれぞれ定義されており、一層、不確定な要素を絡んでいる。以上のように、国家機密の指定に当たり、行政側が大幅な判断の裁量権を持っており、行政側の恣意を防ぐため、本法の立法過程において、立法委員李文忠など34名が行政院の下で国家機密を指定する際の諮問機関としての「国家機密審議委員会」の設置を提案したが、残念ながら、通過しなかった<sup>(44)</sup>。国家機密法の内容、または機密の指定などが曖昧・不明な内容に充ちているため、将来的に台湾の情報公開法制にいかなる影響をもたらすか、なおも見守る必要があるであろう。

一方、草案19条1項には、2号と7号は情報公開により個人の刑事手続上の利益、またはプライバシーなどを侵害するものが公開されないものとしたが、日本の情報公開法5条に規定されたような、個人情報の保護とその明確な除外規定に欠けているので、立法上の内容はなお緻密に修正する余地がないわけでないと考えられる。なお、草案19条2項は、日本の情報公開法6条に類似する部分的開示の規定が見られ、これは評価しうる点と云ってよからう。

#### (6) 救済措置

日本の情報公開法の特色の一つは、情報公開の開示決定に関する不服申立ての審査機関である情報公開審査会の設置との規定である。その場合、行政機関の長は、原則として、情報公開審査会に諮問をするとされている。また、日本国憲法82条の裁判の公開原則との関係で、情報公開訴訟において裁判所がインカメラで審理することができるか否かについては、判決の先例が欠如であるが、学説上はインカメラで審理することを賛成する見解が見られたが、通説にはなっていない<sup>(45)</sup>。実際、日本の裁判所は情報公開条例に関する訴訟について、一般インカメラ審理を行わず、推認の方法によっている。日本の情報公開法により、情報公開法の情報公開審査会は、インカメラ審理を求めた時に、諮問庁は、これを拒むことができないし、行政機関に、非公開とされた記録の項目ごとにインデックスを要求し、その中で非公開とされた文書、または部分とそれを非公開にした理由を詳細に説明すること、いわゆるボン・インデックス<sup>(46)</sup>を求めることができる。

これに対し、台湾では、行政側の処分・決定の不服申立て、つまり訴願について、訴願法52条により自治体を始めとして、中央省庁までその内部機関には訴願審議委員会が設置されるべきであり、訴願事件の審査を担当させる。一方、先に見たように自治体レベルの規則では、宜蘭県政府情報公開規則には、県の情報公開審査委員会との規定が見られたが、草案は、日本の情報公開事件を専門的に扱う情報公開審査会に類似する機構が設けられておらず、そのため普通の訴願審議委員会も、情報公開事件を担当するであろうと推測されるが、将来的にその専門性と中立性が一般の国民の信頼が得られるかについて、なお静観すべきである

う。なお、草案 22 条は、行政法院が情報公開事件を審理する際、事件に係属する情報の一部または全部をインカメラ審理を行うことができるとした。この点について、台湾の憲法上が日本国憲法のような裁判の公開との規定に欠如しているが、そのためインカメラ審理が当然に行われうるという規定が軽率との批判も見られた<sup>(47)</sup>。いずれにせよ、草案に定めた救済措置が情報公開制度の立法目的を遂行させるよう、なお慎重に議論すべき点が多く残っているであろう。

## おわりに

本稿の冒頭で述べたように、1980 年代後半以降、内外情勢の変動の中で、台湾では民主化が急速に進められたのみでなく、法治国家が強く求められているのに伴い、かつて根付いてた権威主義もパラダイム転換になりつつ、民主国家、そして法治国家への道のりを歩んできている。特に 2000 年の総統選で民進党の陳水扁氏が当選し、長らく国民党政権による専制体制を破り、台湾史上、初の政権交代が果たされた。

一方、1990 年代後半より、法治国家への国家像が強く求められた結果、司法改革とともに、行政法の法整備も激しく展開してきた。しかし、この中で情報公開法制に関し、依然として至急に解決すべき以下の問題点を抱えており、この先、情報公開法制が整備されていく際、これらを視座・視角に据えて、さらに深く検討しなければならない点とも言ってよからう。

まず、塩野教授の言葉を借りれば、行政手続法、情報公開法および個人情報保護法が自由民主国家の標準的装備であると言われた<sup>(48)</sup>。現在、台湾では行政手続法、また個人情報法保護法の一部として、コンピューターによる個人情報を処理する保護法がそれぞれ、1990 年代で立法が通過した。すでに、情報公開法草案が 1999 年 5 月に行政院でまとめられたが、2000 年 5 月に民進党の陳水扁政権が発足して以来、現在まで民進党が立法院での議席数が一度も過半数を制したことなく、少数政府が続いている状態にある。それに野党第 1 党の国民党との間で、情報公開法制についてのコンセンサスに達せないため、今（2005）年 1 月下旬、立法院の前会期が延長し終わったが、草案が依然として通過はしなかった。一方、立法院の新会期がすでに 2 月より始まっているが、与野党間のイデオロギー的な対立、または各政党間の思惑が絡んでいる今会期中、草案が通過するか否か、なお静観すべきであろう。

次に、日本の情報公開法制は最初、自治体の情報公開条例の制定開始後、政府が情報公開に対する要請を無視できず、ついに立法作業が進められたのである。1999 年 4 月 1 日まで、すでに 47 の都道府県に 847 の市町村が情報公開条例が制定されたと指摘され<sup>(49)</sup>、日本の情報公開法制がすでに自治体に相当浸透していると言えよう。これに対して、現時点では筆者の調査したところで、宜蘭県情報公開規則を除き、地方レベルの条例・規則が殆ど見られていない。当該規則が行政院の発布した情報公開令に先立って実施されこと、そして県の情報公開審査委員会の設置を義務づけるなどの点を考慮すれば、台湾の情報公開法制の中でそれなりの意味と評価しうる点もないわけではない。しかし、地方自治の理念がなお台湾では希薄な状態にあり、情報公開の法理念が自治体に浸透するまでなお相当の時間がかかるであろう。台湾の民主国家への道のりでは、情報公開の法整備と同時に将来的に地方分権の理念に

に基づき、現在の地方制度法に定めた中央省庁に委任される事務の削減、中央省庁が自治事務に対する指揮監督の緩和などが併せて検討すべき課題であろう。

第三に、情報公開法制と連動するものとも言える個人情報保護法制であるが、台湾ではすでにコンピューターによる個人情報を処理する保護法が実施されているが、これは専らコンピューター上での個人情報保護のための立法である。個々の国民の個人情報を保護するための立法が未だ台湾では成立していないので、将来的に情報公開法の立法化と同時に組み合わせて検討すべきであろう。

とくに、本稿の執筆中、台湾独立傾向の強いと視された陳水扁總統が中国と統一すると理解されてきた野党親民党の党首宋楚瑜が今年の2月24日共同記者会見をし、現行「中華民國憲法」の遵守などを含む政治的コンセンサスを声明し、与野党の「和解」とメディアから大幅に報道された。このような政治的環境の変動は、立法院で情報公開法の草案の内容をより緻密に検討する機運を与えるか、それとも民主国家、法治国家といった台湾国民が長らく追求してきた理想の後退をもたらすか、なお混沌たる状態になっているが、現時点では直ちに断言できない状態にある。いずれにせよ、待たれた改革すべき点がなお多く残っている現時点では、台湾を主権国家として確立することをはじめ、山積している行政改革の問題点が抱えられている現時点では、有識者を含めて台湾国民が一層努力し続ける箇所が未だ多いであろう。

## 注

- (1) 拙稿「台湾における違憲審査制の近時動向—日本憲法裁判の経験を通じて、台湾司法院の位置づけを考える」札幌学院法学21巻1号(2004年)167頁参照。
- (2) 台湾行政法の全般、総論的な文献について、やや古くなっているものであるが、翁岳生「中華民國行政法40年来の発展」同『法治国家之行政法與司法』所収(月旦・1994年)299頁以下参照。
- (3) 蔡秀卿「轉換期の台湾と行政手続法」同『現代国家與行政法』所収(学林・2003)200頁参照。
- (4) その後、当該研究報告が行政院研究發展考核委員会により、下記2冊の研究報告書が出版された。『各国行政程序法比較研究』(1977年)、『我国行政程序法之研究』(1981年)。翁岳生・前掲論文(註2)308頁参照。
- (5) その主要な内容として、聴聞、回避、文書閲覧などの一般的規範、行政処分および行政命令(行政命令・行政規則の両方を含む)の手続規範のほかに、訴願や行政訴訟といった救済手続も盛り込まれた。この点について、蔡秀卿・前掲論文(註3)200頁参照。
- (6) この草案には、聴聞、情報公開、送達、行政処分、行政契約、法規命令と行政規則、行政計画、行政指導および苦情処理など諸外国の立法例に見られるものがすべて含まれるだけでなく、行政法の法典化の機能を持っており、理想度の高い草案とも評された。翁岳生・前掲書(註5)309頁;蔡秀卿・前掲書(註3)200頁参照。
- (7) 法務部法律事務司編『行政程序法解釈及諮詢小組會議記錄彙編』(法務部・2001)序言参照。
- (8) 台湾における行政手続法の立法過程について、吳庚『行政法之理論與実用』[7版](2001年)511-515頁参照。
- (9) この条文の日本語訳や紹介について、林素鳳「台湾における情報公開法制」警学叢刊34巻3号(2003年)79-80頁;同「台湾における情報公開法制」日本台湾法律家協会雑誌第3号(2003年)32-33頁参照。



- (10) この問題提起について、林明晰「資訊公開 vs. 秘密保護—論『政府資訊公開法制』之建立」法政學報 16 号 (2003 年) 41-42 頁；林秀蓮「行政程序法施行二週年概況」台灣行政法學會編『行政程序法之檢討、傳播行政之爭訟』(2003 年) 15 頁。
- (11) 林素鳳・前掲 (註 9) 警學叢刊 80 頁；同・前掲 (註 9) 日本台灣法律家協會雜誌第 32-33 頁
- (12) 蔡茂寅「行政程序法草案之重要內容 (三) —重要之程序規定」台灣大學法律學科・台灣法務省主催シンポジウム論文『行政程序法草案論文集』(1999 年・未出版) 93 頁参照。
- (13) 台灣法務省 2001 年 9 月 6 日法 90 律字第 031200 号函。
- (14) 蔡茂寅=李建良=林明鏘=周志宏『行政程序法實用』[第 2 版] (學林・2001 年) 93-94 頁参照 [周志宏執筆]。
- (15) この規則 19 条には、本規則が公布する日より実施するとの明文が見られる。条文について、法源法律網 <http://db.lawbank.com.tw/FLAW/FLAWDAT0202.asp> 参照。(visited 19 Jan 2005)
- (16) 条文について、法源法律網 <http://db.lawbank.com.tw/FLAW/FLAWDAT0202.asp> 参照。(visited 19 Jan 2005)
- (17) この点について、蔡秀卿・前掲論文 (註 3) (學林・2003) 223 頁参照。
- (18) 台湾の地方制度法 27 条 1 項によれば、自治体はその自治事項について、その法定の職権または法律、自治条例の授權により、自治規則を定めることができるとされ、なお同法 29 条 1 項によれば、自治体は上級機関に委任された事項を扱うため、その法定の職権または法律、中央法規の授權により、委任規則 [委辦規則] を定めることができるとされた。本規則の内容を見ると、自治規則か、委任規則か直ちに判断できないが、その 1 条の目的規定によると、自治規則に属するであろうと考えられる。
- (19) 立法院議案關係文書院總第 1606 号政府提案第 1606 号 (1999 年 5 月 22 日発行)。
- (20) 立法院議案關係文書院總第 1606 号政府提案第 8775 号 (2002 年 10 月 9 日発行)。
- (21) 草案 9 条によると、政府機関は、自発的に提供する情報について、作成または取得した日から、3 ヶ月以内、目録を作成し、情報の種類、内容、要旨、取得する時間、及び保管機関、場所を記入しなければならないとされている。
- (22) 林素鳳・前掲 (註 9) 警學叢刊 83 頁；同・前掲 (註 9) 日本台灣法律家協會雜誌第 37 頁。
- (23) 訴願はほぼ日本の行政不服申立てに相当する。現在台湾での訴願手続などについて、主として 1998 に公布、実施された訴願法に規範されている。
- (24) 台湾の現行「中華民國憲法」16 条は、請願、訴願及び訴訟が人民の権利であると明記している。
- (25) 行政院研究發展考核委員會委託研究=葉俊榮主導・許宗力協力『政府資訊公開制度之研究』(行政院研究發展考核委員會・1996 年) 247 頁参照。
- (26) この点に関して、林明晰・前掲論文 (註 10) 41-42 頁参照。
- (27) 立法院議案關係文書院總第 1606 号政府提案第 1606 号・前掲 (註 20) 政 218 頁。
- (28) 林素鳳・前掲論文 (註 9) 警學叢刊 34 卷 3 号 85 頁；同前掲論文 (註 9) 日本台灣法律家協會雜誌第 3 号 32-33 頁を併せて参照されたい。
- (29) 林明鏘「公務機密與行政資訊公開」中国比較法学会學報 15 号 107 頁以下。
- (30) 葉俊榮主導・許宗力協力・前掲書 (註 25) 275-276 頁参照。
- (31) 李震山『行政法導論』[修訂 5 版] (三民・2003 年) 265-266 頁。
- (32) 坂本昌成『憲法理論Ⅲ』(成文堂・1995 年) 8 頁；同「情報公開法要綱案 (中間報告) を読んで」ジュリスト 1093 号 (1996 年) 26, 28 頁。
- (33) 宇賀克也『行政手続・情報公開』(弘文堂・1999 年) 183 頁；松井茂記『情報公開法』[第 2 版] (有斐閣・2003 年) 40 頁；小早川光郎編『情報公開法—その理念と構造』(ぎょうせい・1999 年) 4 頁 [長谷部恭男執筆] など。
- (34) 松井・前掲書 (註 33) 38-39 頁参照。
- (35) 松井・前掲書 (註 33) 35 頁参照。

- (36) その詳細については、とりあえず宇賀・前掲書（註33）5-6頁参照。
- (37) 塩野宏＝林素鳳訳「日本的資訊公開一制度與展開」月旦法学雑誌98号（2003年）189頁；松井・前掲書（註33）69-76頁，462-463頁参照。
- (38) 林明鏘「政資訊公開與行政程序一評政府資訊公開法與国家機密保護法草案」月旦法学雑誌62号（2000年）46頁。
- (39) 林素鳳・前掲論文（註9）警学叢刊34巻3号85頁；同前掲論文（註9）日本台湾法律家協会雑誌第3号36-37頁。
- (40) その詳細について、松井・前掲書（註33）102-103頁，494-497頁参照。
- (41) 松井・前掲書（註33）103頁参照。
- (42) 当該立法の紹介について、李震山「国家機密保護法介評」月旦法学雑誌97号（2003年）287頁以下；石世豪「我国国家機密法制之發展」軍法專刊49巻9号（2003年）1頁以下；石世豪「台湾における国家機密法制の發展とその近況」日本台湾法律家協会雑誌第3号（2003年）47頁。
- (43) 李震山・前掲論文（註42）290頁参照。
- (44) 李震山・前掲論文（註42）295頁参照。
- (45) 塩野宏＝林素鳳訳・前掲論文（註37）188-189頁参照。
- (46) ボーン・インデックスは、アメリカン・ロースクールの教授であるボーンが原告として、提起した訴訟で行政機関に情報開示に関するインデックスを提出することによって、不開示情報該当性の立証を行う方式である。当該判決は、Vaughn v. Rosen, 484 F. 2d 820 (D.C. Cir. 1973) .
- (47) 林素鳳・前掲論文（註9）警学叢刊34巻3号85-86頁；同前掲論文（註9）日本台湾法律家協会雑誌第3号40頁参照。
- (48) 塩野著＝林素鳳訳・前掲論文（註37）187頁参照。
- (49) 松井・前掲書（註33）16-17頁参照。